

農業農村整備工事における総合評価落札方式の評価項目  
及び評価基準に関する運用方針（令和2年度版）

1 「環境公共」に関する評価項目の追加について

農林水産部では、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境の整備を行なう公共事業を「環境公共」と位置づけて推進している。

農村整備課ではこの取組みの一環として平成20年度から、農業農村整備事業で発注する総合評価落札方式による工事において、自然生態系に配慮した工事の実施が必要とされる場合には、農林水産部発注工事の総合評価落札方式【簡易型・標準型】に関する運用ガイドラインに、配置予定技術者の能力の評価項目に主任（監理）技術者がビオトープ管理士の資格を取得していることを配置予定技術者の能力の評価項目に追加するほか、「多面的機能支払（旧：農地・水・環境保全向上対策）」及び「環境公共」の構成員として、地域活動に貢献する評価項目を追加しており、令和2年度においても同様に運用する方針とする。

なお、対象工事の内容によって、評価項目を見直しできるものとする。その際は、削除または追加した事由を整理しておくものとする。

2 追加する評価項目及び評価基準

「標準型」、「簡易型Ⅰ」及び「簡易型Ⅱ」に、次の評価項目及び評価基準を追加する。

(1) 配置予定技術者の能力

評価項目	評価基準	配点
主任（監理）技術者のビオトープ管理士資格保有の有無	ビオトープ管理士を取得している	1.0
	上記以外	0.0

(2) 地域貢献

評価項目	評価基準	配点
平成30年度以降の工事における環境に配慮した取組の有無	青森県農林水産部発注の工事で、独自に環境配慮対策を実施した実績あり	1.0
	上記以外	0.0
平成30年度以降において農村地域の振興に資する活動組織への参加の有無	多面的機能支払に係る活動組織、環境公共の推進に係る活動組織（地区環境公共推進協議会）などの構成員となっている。	1.0
	上記以外	0.0

3 評価項目を追加する事由について

(1) 主任（監理）技術者のビオトープ管理士資格保有の有無

ア 評価基準の内容

地域の自然生態系を保護・保全、復元、創出する必要がある工事で評価項目を追加し、主任（監理）技術者がビオトープ管理士の資格を取得している場合に評価する。

《留意事項》

ビオトープ管理士には、計画と施工の2部門、さらに、難易度によって1級と2級に区分され、全部で4種類に分けられている。

全国の合格者数は、1万2千人を越えているが、青森県では計画・施工部門を通じて1級合格者が少数のため、当面は、区分に関わらず評価の対象とする。

イ 評価に必要な資料等

公益財団法人日本生態系協会が発行するビオトープ管理士の認証書の写しを提出する。

(2) 平成30年度以降の工事における環境に配慮した取組の有無

ア 評価基準の内容

過去2年間の青森県農林水産部発注の工事で、設計書の工事内容とは別に独自の環境配慮対策を実施した実績がある場合に評価する。

イ 評価に必要な資料等

実施した環境配慮対策と実施工事が確認できる写真を添付した資料を提出する。

(3) 平成30年度以降において農村地域の振興に資する活動組織への参加の有無

ア 評価基準の内容

過去2年間において、多面的機能支払に係る活動組織、環境公共の推進に係る活動組織（地区環境公共推進協議会）などの農村地域の振興に資する活動組織に、企業又は企業の職員が構成員として属し、活動に参加した場合に評価する。

《留意事項》

- ・「農村地域の振興に資する活動組織」とは、地域力（協働力）を活かして、農地・農業用施設（農道、水路等）の保全管理や、農村の自然環境や景観の保全・形成等の共同活動を行う組織である。
- ・構成員とは、各組織の構成員としての活動を評価するものであり、環境公共学会等の会員登録だけでは、農村地域の振興に資する活動参加とは認められないため「評価対象とはしない」。

イ 評価に必要な資料等

活動組織の構成員名簿の写し及び活動内容や状況写真等の資料を提出する。